

# デジタル遺品を巡る権利義務と実務上の課題<sup>\*1</sup>

池 田 秀 敏

## 1 はじめに

近年、「デジタル遺品」または「デジタル終活」といった言葉が、新聞等のメディアにしばしば登場するようになった。パソコンやスマホの普及に伴い、故人が生前に利用していたインターネット経由のサービスや故人が遺した種々のデジタル化されたデータ、すなわちデジタル遺品について、どのように対処したらよいのか、といった問題に遺族らが直面するようになった。デジタル遺品の処理は、親族の死亡に伴って生じる諸手続や遺品整理に関する諸項目の中で、次第に大きな項目として意識されつつあるようである。そのようなデジタル遺品の問題に対する生前対策として、デジタル終活の必要性が説かれており<sup>\*2</sup>、これらのテーマを冠した高齢者向けのセミナーも盛況のようである。

デジタル遺品の処理やデジタル終活に関する問題は、新たなビジネスチャンスを開く可能性を秘めており、こうした問題意識に対応した法実務上のサービスも一般化しつつある。弁護士や司法書士などが死後事務委任契約に基づいて行ってきた専門的サービス提供の内容は、遺言ではカバーできない遺品整理や葬送に関するものが中心であったが、遺品整理の一環として、デジタル遺品の処理が加えられるようになってきた<sup>\*3</sup>。また、大手信託銀行が、単身の高齢者向けに、デジタル遺品の処理を含む新サービスを提供する例もみられる<sup>\*4</sup>。

---

<sup>\*1</sup> 本研究は JSPS 科研費 JP19K01420 の助成を受けたものです。

<sup>\*2</sup> 古田雄介「デジタル遺品の整理が今まで以上に重要になる 3 つの理由」日経 XTECH (xtech.nikkei.com) 2019年5月7日掲載

<sup>\*3</sup> 古村信一『死後委任契約の実務』（税務経理協会、2019年）121頁以下参照

現行の法制度上、デジタル遺品と称されるもののほとんどは、「物」（民法85条）にも、「被相続人の財産」（民法856条）にも該当しないため、物権法、相続法の枠組みの外に置かれており、相続人による権利行使を通じた解決ができないという問題がある。何らかのトラブルが生じてしまった場合には、法的な解決を得ることが困難な状況にあるといえる。そのため、生前において自らの手でデジタル終活を行い、自分自身や他人の名誉、プライバシーを守るため、あるいは遺族らに迷惑をかけないため、あらかじめ措置を講じておく必要があるとされているわけである。

本稿では、こうしたデジタル遺品を巡る現行法上の扱いを整理し、実務上の課題等を検討してみたい。

## 2 問題の所在とその変容

当初、故人が利用していたパソコンに設定されたパスワードが不明であるため、遺族がそこに記録されていたデータを取り出すことができない、というのがデジタル遺品の問題の現れ方であった。もっとも、その限りにおいては、データは目の前にあるパソコン内部のハードディスク等の記憶装置に記録されたものであって、遺族においてデータの所在自体は明らかであり、専門業者によるロック解除などの措置によって事実上解決され得る問題であった<sup>\*5</sup>。データの取り出しを断念し、他人へのデータ流出を防止さえできればよいのであれば、手の届く範囲内に存在する記憶装置や記録媒体の単なる物理的破壊をすれば済む。また、通信ネットワークが普及する以前の段階では、ネット上にデータが放置されたり拡散されたりする危険性もほとんど考

---

<sup>\*4</sup> 三井住友信託銀行においては、2019年12月から、「おひとりさま」との名称で、デジタル遺品に関する死後事務を含むサービスが提供されている（三井住友信託銀行ニュースリリース2019年12月17日付「『おひとりさま信託』の取扱い開始について」（<https://www.smtb.jp/corporate/release/pdf/191217.pdf>）

<sup>\*5</sup> 読み取りが困難となった機器からデータを復旧させるデータサルベージのサービス内容については、阿部勇人「デジタル遺品サービスの最新事情」（税務弘報2017年8月号119頁）に詳しい解説がある。

えられなかった。そのため、それは自宅や職場など、特定の範囲内に存在するパソコンで生じた問題であり、遺族において事実上の解決、あるいは解決の断念によって終わりにすることができたといえる。

しかし、インターネットの普及とネット関連サービスの多様化によって、現在のデジタル遺品の問題は、上記のような手法では解決が不可能なものになってしまった。故人がクラウドストレージサービスを利用し、そこに遺したデータは、世界のどこかに設置された記憶装置に記録されているはずであるが、その場所は一般人には不明である。しかも、故人がアカウントを保有していた特定のクラウドストレージサービスについて、それを提供する特定の事業者を介さなければ、そのデータにアクセスすることができない。

とくに無償のクラウドストレージサービスが普及したことで<sup>\*6</sup>、遺族によるデータの探索は非常に困難なものとなったといえる。故人が利用していたサービスが有償であれば、遺族としては、利用料の請求や口座引き落としなどの支払いを契機として当該サービス契約の存在を知ることができる。しかし、無償ではそうした探索の糸口を見つけることができない。クラウドストレージサービスを提供する事業者は多数存在し、利用者の多くは複数のアカウントを保有し、サービスを使い分けられていると言われている。マイナーなクラウドストレージサービスにもデータが記録されている可能性も含めてみると、遺族が完全な調査を実施することは不可能であろう。

そして、利用者が死亡した後、記録されたデータは、これを適切に管理する者がこの世に存在しないままに放置されるか、遺族の知らないままに、故人や遺族の意思に反していようとしまいと消去されることになる。

このことは、クラウドストレージサービスに限ったことではなく、SNS、ブログやメールのような形態のデジタルデータもまた同じ問題を孕んでい

---

<sup>\*6</sup> ICT総研による「2018年クラウドストレージサービス市場動向調査」(<https://ictr.co.jp/report/20180913.html>)によると、2015年度(2016年3月末)のクラウドストレージサービス利用者全体3,447万人のうち2,513万人が無償サービス利用者であり、2020年度の見込みは全体で5,169万人に、無償は3,667万人に増加するとされている。ただし、これらの数字はアンケート調査に基づいた推計による。

る。とあるサービス事業者によって管理されたサーバー等に記録されたデータであり、また、そのサーバー等がインターネットに接続されているという意味では、同じ性格のデータが同じ態様で記録されているからである。

かつて、ほとんどの個人ユーザーたちは、インターネット・サービス・プロバイダと有償のインターネット接続サービス契約を結び、その契約に付随するサービスとして、メールやブログ等を利用していた。各種サービスはひとつの有償契約に集約されている状態にあったため、ひとたびその有償契約が判明すれば、あとは一つのプロバイダを相手にすればよかった。しかし、今や、個人ユーザー向けの無償の各種サービスが多数の事業者から提供され、デジタル遺品は、多数かつ多様なサービスを通じ、ネット上に点々と存在している状態にある。

こうして、故人が遺した自宅のパソコンの範囲内で起きていたデジタル遺品の問題は、遺品の記録がネット上に広がり、もはや遺族らのみでは、容易には解決できない問題へと変化してきたといえる。

### 3 法律上の権利義務の観点からみたデジタル遺品

こうした経緯を振り返っただけでも、デジタル遺品と呼ばれてきた対象は様々であり、問題の現れ方も一様ではないことがわかる。法律上の実務処理の観点からみると、一般に「デジタル遺品」と呼ばれている対象は、以下のように分類し、それぞれの特徴に即して課題を検討するのが便宜である。

#### (1) ネットを経由して故人が管理していた財産権【A】

まず、故人が事業者との間のサービス契約に基づいてアカウントの付与を受け、そのアカウントを通じて、インターネットを経由し、コンピュータシステムを操作することで財産権を管理し、処分したりしている場合がある。具体的には、故人が証券会社によって提供されるネットサービスを利用して株式投資などをしていた場合や、インターネットバンクで預金債権を管理していた場合などが典型例である。このように、ネット経由で故人が管理して

いた財産権がデジタル遺品と呼ばれる場合がある<sup>\*7</sup>。なお、この分類に含まれるデジタル遺品を以下【A】と呼ぶこととする。

株券の不発行や預金通帳なしといったペーパーレス化が進み、個人が金融資産をネット上で管理できるサービスが広まった結果、遺族がそのサービス契約上のアカウントの存在を知らなければ、相続財産を的確に把握できないという問題が生じた。

もっとも、ここでは財産権の内容をなす預金債権、株式や投資信託その他の金融資産は、個人が利用していたアカウントによらずとも別の方法で管理処分が可能な状態で現に存在しており、その権利者が死亡すれば、法律上は相続法の適用によって処理されることになる。その意味では、「遺産」そのものであって、「デジタル遺品」との呼称は不適切かも知れない。

ここで暗号資産交換業者に管理が委ねられた一般的な暗号資産（資金決済に関する法律2条5項）について述べておくと、ネット証券利用時の金融商品の場合とは異なり、資産自体を暗号資産交換業者におけるアカウントから切り離して管理する方法が存在しないという特質があり、そのような資産とは同列には論じられない面がある。一方で、一般に暗号資産交換業者は、暗号資産の「相続」の手続きを認めており<sup>\*8</sup>、財産権としての相続承継がなされている。ただし、故人が有していた暗号資産交換業者におけるアカウント、または暗号資産のデータそれ自体が相続承継されるわけではない。故人が保有していた暗号資産が売却され、その売却代金が預り金の返還として相続人に支払われているのが現状である。そのため、実質的にみれば、相続人が承継しているのは、故人の暗号資産交換業者に対する法定通貨への交換請

---

<sup>\*7</sup> 荻原栄幸『「デジタル遺品」が危ない』（ポプラ社、2015年）98頁以下では、デジタル遺品の「種類」として、「インターネットバンキングの預金口座」のほか、各種金融商品の取引をインターネットで行う場合があげられている。「デジタル遺品」という言葉が、アカウントを指しているのか、財産権を指しているのか、必ずしも明瞭ではない。一般的に、両者は区別されることなく「デジタル遺品」と呼ばれているようである。

<sup>\*8</sup> たとえばビットコインを取り扱う暗号資産交換業者であるコインチェックでは、相続人を確認したうえで、預かり金を返還するための手続きが用意されている（coincheck.com）。

求権と交換後の法定通貨の返還請求権といえる。財産権としてのこれらの請求権としてみれば、暗号資産も【A】に含まれるものと理解してよい。

ただし暗号資産は、アカウントから切り離され、コールドウォレットと呼ばれる形態、すなわちメモリー機器内の電磁的記録や紙に印字された状態でそのデータが保管される場合がある。その場合には、データが記録された有体物としてのメモリー機器や紙の引き渡しによって資産的価値の移転が可能である。そのため、そのような形態で保管された暗号資産は、【A】の分類には含める必要はなく、その有体物を財産として扱えばよいといえる。

なお、この点に関し、米国における統一州法委員会が起草した「改訂統一デジタル資産アクセス法」(RUFADAA - REVISED UNIFORM FIDUCIARY ACCESS TO DIGITAL ASSETS ACT (2015)<sup>\*9</sup>)のセクション2(1)では、「デジタル資産 (Digital Asset)」の定義について、個人が権利または利害関係を有する電磁的記録としつつ、その原資産 (underlying asset) または負債自体が電磁的記録でない限り、原資産または負債は含まれないものとされている。そのため、同法におけるデジタル資産には、ネット証券を通じて管理された株式等は含まれないが、データそのものとしての暗号資産は含まれることになる。同起草案においては、遺産を管理すべき受託者等に対し、故人のアカウントへの包括的なアクセス権を認めることで、デジタル資産の相続承継を実現している。そのため、暗号資産交換業者に管理が委ねられた暗号資産についても、返還請求権の承継という形式による必要がない。

この【A】のデジタル遺品において生じているのは、主に相続財産の探索の問題ということになる。

---

<sup>\*9</sup> 2020年10月の時点で45州とヴァージニア諸島において制定済みであり、2州とワシントンD.C.で法案が審議されている。そのほか、デラウェア州は改訂前の統一デジタル資産アクセス法案(UFADAA, 2014年)に基づき、いち早く州法を制定しているため、残るはカリフォルニア州とルイジアナ州のみとなった。なお、デラウェア州法における「デジタル資産 (Digital Asset)」の定義に関する規定よりはRUFADAAと異なるが、原資産または負債を含まないとしている点は同様である。

ただし、通帳なしのネットバンクであってもキャッシュカードが発行されていることがあるなど、何らかの物的な手がかりが遺されている場合が多い。ネット証券の場合であれば、株主総会通知のような株主等の権利者に対する郵便による通知を探索の契機とすることもできるであろう。また、ネット証券の利用状況については、証券振替機構に対する登録済加入者情報の開示請求のような制度も用意されているため<sup>\*10</sup>、相続人が把握することは比較的容易である。

一方、暗号資産交換業者に管理が委ねられた暗号資産の場合には、アカウントと財産権それ自体とを切り離すことができないため、遺族としては、アカウントそのものを探索する必要がある。証券の場合のように、遺産それ自体をターゲットとした探索をすることはできない。しかし、それでも取引所の口座との間で通常の通貨による出入金が生じるため、預金取引などの記録から、故人が利用していた取引所を探索することは可能である。

探索の問題のほかに指摘されているのは、遺族が相場変動に的確に対応できないという問題である。とくにFX取引のように短時間で売り買いをする形態のものについては、その相場変動による損失リスクが大きいことが指摘されている<sup>\*11</sup>。このようなリスクについては、消費者保護の観点から、拡大した損失の相続人負担を制限するなどの手当が検討されるべきであろう。

## (2) 故人が保有していたデジタルデータ【B】

次に、故人が保有していた種々のデジタルデータ（電磁的記録）がある。具体的な代表例は、デジタルカメラで撮影された写真データや、ワープロソフトで記録された文章などである。また、故人のアカウントに宛てられたメール、故人が運営していたブログなどもこの分類に含まれることになる。これらは、デジタル遺品に関わる問題の中核をなす対象であり、狭義のデジ

---

<sup>\*10</sup> 証券振替機構における登録済加入者情報の開示請求では、本人だけでなく法定相続人、遺言執行者による開示請求が認められている（www.jasdec.com）。

<sup>\*11</sup> 萩原・前掲21頁以下

タル遺品と呼んでもよいかも知れない。以下、この分類に含まれるデジタル遺品を【B】と呼ぶ。

上記【A】のデジタル遺品は、何らかの財産権が、ネット経由で管理されていたものであるのに対し、【B】は、私法上、財産権には該当しないデータそれ自体である。

物権の客体は有体物に限定されているため（民法85条）、デジタルデータは物権法の適用範囲から外れることになり、所有権その他の物権としての財産権は成立し得ない<sup>\*12</sup>。そのため、こうしたデジタルデータについては、相続人が物権的請求権に基づいてクラウドストレージサービスを提供する事業者を相手に返還を求めることはできない。

また、デジタルデータそれ自体は、相続法上の「財産」（民法896条）には該当せず、相続財産にも含まれないと考えざるを得ない。個人が遺したデジタルデータについては、暗号資産のような例を除けば、およそ市場における客観的価値はなく<sup>\*13</sup>、家族の写真のように主観的な価値を帯びるに過ぎないものがほとんどであろう。この種の客観的価値のないものについては、相続財産には含まれず、相続法に基づく法的処理の外に置かれるものと考えられる。

この点に関する判例としては、「相続財産の評価はあくまで客観的価額によりなされるべきである。相続財産に対する特定相続人の愛情価値の如きは分割に際し事実上考慮されることがあるにとどまり、価値を金銭に換算して評価すべきでない。（中略）これら動産がほとんど使用価値、交換価値のない場合は、相続人が特別の愛着を持ち、主観的価値が高いと認められるもので

---

<sup>\*12</sup> フランス法における情報の占有権または所有権を巡る議論は、麻生典「情報の占有理論による保護」NBL1071号37頁、原恵美「フランスにおける情報の所有権」同誌同号46頁において紹介されている。

<sup>\*13</sup> 同じ写真でも、著名な写真家の撮影にかかる写真には、経済的価値が認められる場合もあるであろうが、その経済的な価値は、デジタルデータとしての写真そのものではなく、著作権という権利に付随するものといえる。その場合には、著作権が相続財産に含まれることになる。



ない以上、現物分割の対象として強いて相続財産中に加える必要はない。」とした高松高裁昭和35年1月8日決定（家月14卷7号62頁）がある。この判例は、主観的価値が高い場合には相続財産に加えられるとの含みをもたせているものの、客観的価値のないものは遺産分割の対象外とするのが家事事件における実務のようである<sup>\*14</sup>。

その意味で、【B】は、財産法や相続法に基づく法的処理が困難な対象だといえる。もっとも、相続人においてデータが入手可能であるならば、デジタルデータの特質として、無限に複製することが可能なことから、特定の相続人に単独での帰属を定めるべき必要性は全くない。現実の相続を巡る紛争においては、特定の相続人には渡したくないといった感情面が障害になる場合も想定されるものの、複製されたデータを各相続人に分配することによって容易に解決することが可能だといえる。

### (3) 記録媒体による違い【B1】【B2】

上記のような【B】に分類されるべきデジタル遺品における主な問題は、そもそも相続財産に含まれないため、相続法によっては相続人への承継が認められていない点にある。そうした問題意識のもとで【B】について検討するならば、便宜上、以下のような記録媒体の違いに着目した分類が必要となると考えられる。

すなわち、この【B】のデジタル遺品は、デジタルデータが記録された有体物としての記録媒体を故人が所有していたか否かによって、さらに次の2つに分けて検討すべきであろう。

【B1】 故人が所有していた記録媒体に記録されていたデジタルデータ

【B2】 故人がネット上のサービスを経由し、他者が所有する記録媒体に記録されていたデジタルデータ

---

<sup>\*14</sup> 岡垣学、田中弘「家事判例研究会〔第二回〕遺産分割をめぐる若干の問題」（判タ141号34頁）、「遺産分割に関する諸問題」、小山昇「遺産分割に関する諸問題(9)札幌身分法研究会」（判タ164号51頁）

前者の【B 1】の分類に含まれるのは、具体的には、故人が所有していたパソコンやスマホ、CD や USB メモリー等に記録されていたデジタルデータである。

機器の種別にかかわらず、内蔵されている磁気ディスクやフラッシュメモリーのような有体物としての記録媒体が故人の所有にかかるものであれば、その記録媒体は所有権の客体であり、その所有権の相続とともに、事実上、記録されていたデジタルデータも相続人の支配下に置かれることになる。そのため、記録媒体を通じた法的処理が可能となる場合や、相続人間での複製データのやり取りで解決できる場合が想定できる。

一方、【B 2】は、故人がネット上のサービスを提供する事業者からアカウントを取得し、ネットを経由して事業者が所有するサーバー等に記録したデジタルデータを指す。クラウドストレージサービス利用を通じて記録されたデジタル遺品が代表例であり、ウェブページ、ブログ、SNS において故人が遺した文章、写真、チャットなどの記録も含まれることになる。有体物としての記録媒体の所有権は故人以外の者に帰属しており、その記録媒体の相続はあり得ない。

これら二つの違いは、遺族によるデジタル遺品へのアクセスにおいて、インターネット関連の事業者からの開示を受けなければならないかの違いを生じさせる。【B 1】では事業者による開示を経由する必要がなく、遺族としては、目の前にある記録媒体を相手に、手元にある何らかの装置を操作することでデジタルデータにアクセスすることができる。一方、【B 2】においては、事業者から開示を受けるほかはない。そして、この場合には、法律上、インターネット通信に関連する規制について検討せざるを得ないことになる。

【B 1】のデジタル遺品において事実上生じる得る最大の問題は、データの暗号化や機器へのパスワード設定に伴うアクセス上の障壁である。それ自体は機器のロック解除等の措置によって解決がなされるか、それが不可能であるが故に解決が断念されるかという技術的な問題である。法律上、相続や

遺贈に基づいてパソコン等の所有権を取得することになった遺族、またはその遺族から依頼を受けた専門業者が、ロック解除を行うこと自体が問題になることはない。また、遺族が【B1】のデジタル遺品について閲覧や複製・削除といった行為を行うことについても、法律上の問題が生じることはないと考えられる。【B1】は、遺族が事業者による開示を経由せずに記録媒体にアクセスできるため、その閲覧等について、通信に関連する規制を受けることはないからである。

ただ、さらにその先についていえば、データを取得した遺族が、故人以外の第三者のプライバシーや著作権に関わるデータを公開したり利用したりした場合、その行為の違法性が検討されるべき事案が発生する余地はある<sup>\*15</sup>。しかし、それは、故人が遺した有体物としての手紙や写真を遺族が扱う場合と基本的には同じであり、不法行為法や著作権法の適用において、有体物がデジタルデータかによって違いが生じるわけではなく、デジタル遺品固有の法律問題として検討すべき課題とはいえない。

これに対し、【B2】のデジタル遺品においては、遺族によるデータアクセスの段階から法律上の問題が生じてくる。ネット上のサービスを提供する事業者を介することなくデジタルデータにアクセスできないことから、そうした事業者と遺族との間の権利義務関係を検討することが必要となる。もっとも、【B2】のデジタル遺品それ自体を物権的な権利の客体としてとらえることはできないことから、法律上はデジタル遺品に対するアクセス請求権のような債権的な権利の承継または発生の問題としてとらえることになる<sup>\*16</sup>。

---

<sup>\*15</sup> 私信である手紙を書籍に写真版として掲載した行為について、プライバシー侵害を理由とした損害賠償請求を認容した判例として、高松高裁平成8年4月26日判決(判タ926号207頁)がある。

<sup>\*16</sup> 白井豊「デジタル遺品訴訟のゆくえ(1) - BGH 2018年7月12日判決の速報と解説・論評」(立命館法学381・382号185頁、2018年)において、表題のドイツ連邦通常最高裁判所の判例が紹介されている。この判例は、フェイスブックの利用者が死亡し、その相続人がアカウントと蓄積データへのアクセスを請求した事案について、判決は契約関係の相続人への移転という構成によって、当該請求を認めている。

このことは、次の分類に整理された【C】のアカウントの承継、あるいはサービス契約上の地位の承継の問題に繋がっている。遺族においてアカウントが承継されれば、当然、【B2】のデジタル遺品へのアクセスが可能となるからである。

#### (4) 故人がサービス契約に基づいて付与されたアカウント【C】

故人がインターネット関連事業者との間でサービス契約を結び、その契約に基づいて付与されたネット上のアカウントそれ自体をデジタル遺品と呼ぶ場合がある。この分類に含まれるデジタル遺品を【C】と呼ぶこととする。

上述したように、【B2】のデジタル遺品の遺族への承継という法的課題は、このアカウントそれ自体の遺族への承継によって解決し得るといえる。そして、本来、相続における包括承継（民法896条本文）に従えば、アカウントが設定されたサービスの提供に関わる権利義務関係は、相続人に承継されることになる。故人と事業者との法律関係は契約にほかならず、一般に契約当事者の地位は相続人に承継されるはずだからである。また、デジタル遺品の中にプライバシー性のあるデータが含まれる可能性があるとしても、死亡した者のプライバシーを相続人との関係において考慮する必要性は希薄であり、そうした契約当事者の地位が、一般に、一身専属性の例外（同条但書）に該当するとは考えられない。

ただし、メールのように、送信者側の秘密やプライバシーの保護が問題になるデータについては検討の余地があり、この点については、グーグル社のメールデータに対する扱いを検討する際に後述する。このような例外があり得るとしても、一身専属性の例外にすべての【C】が該当するわけではないと考えられる。

しかしながら、実際には、事業者が設けたサービス規約により、アカウント保有者本人以外への承継が認められていないのが現状である。デジタル遺品の厄介なところは、どんなデータが含まれているのかを、アカウント保有者以外の者において知り得ないことである。サービス内容の違いによって記

録されているデータは様々であり、第三者のプライバシーに関わるデータも含まれ、しかもプライバシー性の高いデータも含まれる可能性が全くないとはいえない以上、アカウントの承継は一律認めないというのが一般的な事業者の立場であろう。

さて、【B2】における法的課題は、ネット上のデータに遺族がアクセスできるかというところにあったが、現状において、【C】の相続承継もサービス規約上認められておらず、同じ状況にあるといえる。そしてさらに、【C】においては、データへのアクセスという課題を伴わない場合にも、固有の問題が生じている。それは、サービスの継続または終了に関わる問題である。

まず、故人が利用していたアカウントの維持や利用の継続が望まれる場合がある。故人がブログやSNSで多数の他の利用者と交流し、そのブログ等がコミュニティとして機能していたような場合には、故人による投稿と他の利用者のコメントの複合的なデータが、その故人を偲ぶ貴重なデジタル遺産になる。とくに故人が有名人であった場合には、そのコミュニティを維持することに社会的な意義が生じる場合があり、このような場合には、遺族のみならず、コミュニティに参加していた多数の利用者も利害関係をもつことになる。死亡した利用者のアカウントをそのまま承継することはできないため、元のデータを別のアカウントに移設するなどして、コミュニティを維持する方策がとられているようである<sup>\*17</sup>。

また、電子書籍のようなサービスの場合、故人が「購入」してきた書籍を、相続人が承継したうえで利用したいと望む場合があるであろう。電子書籍のサービスにおける利用者の権利は、サービス契約を締結した事業者に対し、「購入」した書籍を電子デバイスで読めるよう請求できる債権的な権利

---

<sup>\*17</sup> 古田雄介『故人サイト』（社会評論社、2015年）では、故人のホームページやブログを多数紹介されているが、一部には、故人の遺族やファンによってコンテンツの公開が継続されている例も紹介されている（同書230頁以下）。この種のアカウントの承継問題は、技術的には、ケースによって難易度にかかなりの差はあるものの、すべてのデータを別のアカウントにコピーし、移設する手法でも解決できるといえる。

である。したがって、サービス契約が終了してしまうと、当該権利は消失することになる。しかし、電子書籍サービスを提供する事業者のほとんどは、利用者の死亡によって契約が終了する旨の約款を設けており、相続人への承継はなされていない<sup>\*18</sup>。今後、著名な作家や研究者が利用していた電子書籍のリストは、その知的世界がどのように形成されてきたかを知る手がかりとして、貴重な研究資料になり得るはずであり、保存の要請がなされる事例が生じるかも知れない。第三者のプライバシー保護が問題とならないこのようなサービスにおいては、有償または無償による【C】の承継が検討されるべきであろう。

他方で、サービスの終了がなされないまま放置されることが問題視される場合がある。故人がネット掲示板やブログを運営し、他の利用者による投稿、コメント欄への書き込みを認めていた場合、死亡後は管理できる者がいなくなり、適切に管理がなされないまま、違法な情報発信のために利用されてしまうおそれがあるといわれている。もっとも、相続人らは、そのアカウントを承継できないのであるから、そもそも掲示板等を管理できる立場にはなく、損害賠償責任を負うことはない。サーバーを管理する事業者において、適切に特定の違法情報あるいは掲示板等の全体を削除するといった対応が期待される場所である。

利用者の死亡に伴うアカウントの扱いについては、インターネット関連事業者によって対応が分かれている。事業者が設けるサービス規約において、利用者の死亡をアカウントの終了事由としたり、一定期間アクセスがないことをもって終了事由とする場合が多いが、そうした規定を置かない例もある<sup>\*19</sup>。そのため、掲示板やブログが放置されるという現象が生じているわけである。

---

<sup>\*18</sup> 大日本印刷株式会社が運営する電子書籍サービス“hont”では、そのサービス規約7条（2018年7月1日最終改正のもの）において、会員の死亡を自動的退会事由と定めたうえで（同条2項1号）、「本サービスのうち、会員のみが利用可能なサービスについては、退会後即時に利用することができなくなります。」（同条3項1号）としている。

#### 4 サービス規約とデジタル遺品

以上のような分類をしてみると、デジタル遺品を巡る法的課題について、新たな検討が必要となっているのは【B2】、【C】のデジタル遺品であることがわかる。【A】のデジタル遺品については、それぞれの財産の法的性質に即して財産法または相続法の規律によって処理され、相続人等への承継について、技術的な問題や探索の問題といった事実上の障害があるものの、法的な障害はないといえる。

また、【B1】のデジタル遺品についても、基本的には事実上の解決（または、ロック解除ができないといった技術的な不能による解決の断念）がなされている領域であって、法的課題について検討すべき実益はないであろう。

そして、【B2】、【C】については、物権法の適用から外れており、これらのデジタル遺品を巡る権利義務関係は、故人がインターネット関連事業者との間で結んだサービス契約によって生じ、かつ、それぞれの事業者が設けたサービス規約によって規律されている。そのため、デジタル遺品を巡る法的課題の解決は、サービス規約が適切に設計されているかにかかっているといえる。

現状においては、遺族らに対し、インターネット関連事業者がデータの開示やアクセスに応じるサービス規約を設けている例はわずかである。以下、フェイスブック社とグーグル社の例に触れながら、規約のあり方について検討してみたい。

---

\*19 GMO パベポ株式会社が提供するブログサービス“JUGEM”の利用規約をみると (<https://jugem.jp/terms> 閲覧日：令和2年9月9日)、死亡や利用のない一定期間の経過をもってアカウントを停止する定めはない。利用者側からの申し出のない限り、故人が保有していたブログのアカウントは存続することになるようである。

### (1) フェイスブック社の「追悼アカウント」

フェイスブック社（Facebook Inc. アメリカ合衆国カリフォルニア州）の SNS では、アカウント保有者は、自身が死亡した後の処置として、アカウントの削除を指示できるほか、アカウントを管理できる「追悼アカウント管理人」を指名したうえで、死後も SNS 上のデータを保全したりできる<sup>\*20</sup>。次に触れることになるグーグル社が【B2】のデータ開示という手法を用いているのに対し、ここでは【C】の擬似的な承継という手法が採用されている。すなわち、アカウント保有者のアカウントそれ自体が承継されるわけではなく、追悼アカウント管理人は当該アカウントにログインすることはできず、自身に与えられた権限の範囲内で当該アカウントを管理することが認められている。

追悼アカウント管理人には、故人のアカウント存続のための一定の管理権限のほかに、当該アカウント保有者自身のみが閲覧できる設定（投稿を表示する相手を「自分のみ」とするプライバシー設定）となっていた投稿を閲覧できる特別な権限が与えられている。一方で、SNS 上のメッセージ機能（電子メールと同様の機能を有する）の部分についての閲覧、ダウンロードは認められていない。グーグル社の場合とは異なり、メッセージのプライバシー上の問題点が回避されている点は注目に値する。

ここでは、アカウント保有者の同意の下で秘密性が解除され得る範囲のもののみが特定の管理人に開示される仕組みとなっており、第三者のプライバシー等が問題になるものは開示の範囲外になっている。追悼アカウント管理人に対する権限の範囲を絶妙に設定することで、デジタル遺品の問題解決とプライバシー保護のバランスが図られているといえる。

異論があり得ると思われるのは、相続人との関係である。追悼アカウントの設計は、相続人が必ずしも開示を受けられるわけではなく、その点では相続権との利害調整が不十分という評価があり得るであろう。追悼アカウント

---

<sup>\*20</sup> 追悼アカウント管理人については、フェイスブック社の SNS サイト（ヘルプセンター）内に説明が掲載されている（<https://www.facebook.com/help/103897939701143>）。



管理人については、グーグルのアカウントを有する者であれば誰でも指名が可能であるため、相続人以外の者が指名された場合、管理人に閲覧できる「自分のみ」の投稿について、相続人は閲覧できないという事態が生じる。そのため、これを問題視する相続人も現れるかも知れない<sup>\*21</sup>。

しかし、コミュニケーションに関わるプライバシーの問題であるから、投稿した本人の意思が尊重されるべき場面である。亡くなったアカウント保有者自身によって生前に示されたデータ開示に対する同意や指示がなければ、たとえ相続人であっても開示されるべきではないと考えられる。少なくとも、規範が確立されていない現状においては、事業者としては、相続における包括承継のみを根拠として、相続人に対する開示に踏み切るには訴訟リスクが大きすぎるといえる。仮に、故人の意思によらない相続人への一般的な開示を認めるのであれば、立法措置が必要と考えられる。

## (2) グーグル社の「アカウント無効化管理ツール」

グーグル社（Google LLC，アメリカ合衆国カリフォルニア州）は、「アカウント無効化管理ツール」との名称で、デジタル遺品に対応したサービスを提供している。これは、アカウント保有者が一定期間、当該アカウントを利用していない場合において、アカウントの削除を指示したり、自己のデータをあらかじめ指定した者に開示したりできるサービスである<sup>\*22</sup>。【B2】のデジタル遺品について、アカウント保有者による所定のツール上の指示に従って、第三者への開示の途を開いたものといえる。

---

<sup>\*21</sup> 前掲注15のドイツ判例の事案では、追悼アカウントへの切り替えがなされていたため、相続人である両親がアカウント保有者本人（15歳で死亡したが、自殺とみられている）のID・パスワードでアクセスを試みたところ、アクセスができない状態になっていた。そのような事情の下、相続人が包括的なデータアクセスを望んで提訴した事案である（白井豊「デジタル遺品の法定処理に関する一考察（一）—ドイツ初のLG Berlin 2015年12月17日判決を中心に—」立命館法学367号153頁。）。

<sup>\*22</sup> グーグル社のヘルプサイト（support.google.com）内に、アカウント無効化管理ツールの解説が掲載されている（<https://support.google.com/accounts/answer/3036546?hl=ja> 閲覧日：令和2年10月13日）。

このサービスを設定するか否かはアカウント保有者の任意である。開示される相手方については、当該アカウント保有者との間との特定の身分関係が要求されているわけではなく、携帯電話番号による本人確認ができれば誰でもよいものとされている。

開示されるデータの範囲は多岐にわたり、クラウドストレージサービス（Google Drive）、メール（Gmail）、連絡先、動画配信サイト（YouTube）など、グーグル社によって提供される50種類ほどのサービスがデータ開示の対象とされている。アカウント保有者は、これらのサービスごとに開示するか否かの選択をすることができるが、とあるサービスの一部のみのデータを指定することはできない。例えば、クラウドストレージサービスのデータは開示しないが、メールのデータは開示するといった選択ができ、メールについて開示を選択すると、メールサーバーに記録されている全部のデータが開示されることになる。

つまり、メールや連絡先のように、アカウント保有者以外の第三者のプライバシーに関わるデータも含め、あらゆるデータが開示になるということである。また、相続人のような包括承継人でなくても、アカウント保有者によって指定されさえすれば、開示の相手方になり得る。

アカウント保有者が指示できる範囲は非常に広く、アカウント保有者にとってみれば、自身のデジタル遺品の問題を解決できる取り扱いではある。しかし、第三者の法的利益を害するおそれがないわけではない。このような措置は、通信の秘密やプライバシーに関わる規制に違反しはしないのだろうか。

開示の相手方として指定された者は、グーグル社によって自身に与えられた正当な権限に基づいてデータにアクセスすることになるため、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（不正アクセス禁止法）において禁じられた不正アクセス行為（同法2条4項）に該当することはない。また、個人情報保護法についても、令和2年の改正により、同法が域外適用されることとなったものの<sup>\*23</sup>、開示の対象となっているデータが「個人情報データベース等」

(同法2条4項)に該当するわけではなく、第三者への個人情報提供に関する規制は適用されないと考えられる。

ただ、電気通信事業法に関しては、検討の余地がある。すなわち、グーグル社のような外国法人であっても、令和2年の改正後は、同法上の「電気通信事業者」(同法2条4号)に該当し、「通信の秘密」を保護すべき義務を負うことになるが(同法4条)<sup>\*24</sup>、とくにメールアドレスの開示の可否については、一つの論点になり得ると思われる。

アカウント無効化ツールによる開示は、アカウント保有者による同意を得ることで、秘密性が解除されるとの理解が前提になっているものと考えられる。アカウント無効化ツールを有効化するには、まずアカウント保有者は自身のアカウントにログインする必要がある、その段階で本人認証がなされる。そのうえで、アカウント保有者による有効化の設定がなされ、その後、削除または開示の処理がなされる前の段階において、アカウント保有者に対するSMSやメールによる複数回の連絡がなされる。そのため、アカウント保有者本人の意思確認は慎重かつ十分になされているといえる。

しかし、メールによる通信における秘密の保護は、送信者と受信者の双方のプライバシーに関わる問題である<sup>\*25</sup>。また、電気通信事業法4条については、憲法21条2項が保障する「通信の秘密がプライバシーの核心にあたる

---

<sup>\*23</sup> 令和2年6月12日法律第44号、未施行。

<sup>\*24</sup> 外国法人等(外国法人及び団体並びに外国に住所を有する個人)の登録・届出義務は、令和2年の法改正(令和2年5月22日法律第30号、未施行)によって、新たに導入されたものである。すなわち、外国法人等の場合には、国内における代表者または代理人の氏名・住所を登録・届出しなければならないとする規定が新設された(改正法10条1項2号、16条1項2号)。これは、いわゆるGAFにも国内の規律を適用させるための措置といわれている。総務省「電気通信事業参入マニュアル[追補版](令和元年10月1日最終改訂)」13頁では、「電気通信設備の設置場所についての限定はな」としながらも、「国内に事業を営む拠点を置く者が国外の電気通信設備を支配・管理している」場合に「登録又は届出を要する電気通信事業と判断される」との解釈が示されていた。改正前は、国内向けの事業を展開している外国法人であっても、国内に営業拠点のない外国法人が国外にサーバー等を置いていれば、同法の適用はないものと解釈されていたようである。

重要な位置を占めることからすると・・・条文の解釈適用にあたって憲法21条の趣旨を十分に考慮すべきである」\*26とも説かれているところである。ところが、アカウント無効化ツールでは、メールサービスを提供する事業者自身によって、送信者側の同意なしに、メールデータを受信者以外の第三者に開示されてしまうことになる。先に一つの論点になり得ると述べたのは、この観点からみると、送信者のプライバシーの保護に欠けるとの評価もあり得るからである。

もっとも、一般に、受信者が閲覧済みのメール、またはメールサーバーからダウンロードしたメールを第三者に開示した場合、その行為に関わりのない通信事業者において、送信者に対する法的責任が生じるわけではない。では、その前の段階にあり、受信者側のメールサーバーに着信し、記録されたメールのデータはどう考えるべきか。具体的にはこの点に対する答えが鍵になるといえる。

通信の当事者間においては、電子メールの受信者への到達時は、受信者側のメールサーバーに記録され、受信者において読み取り可能な状態になった時点とするのが一般的な理解である\*27。これは民法における意思表示の到達に関する支配圏説\*28に基づくものであって、あくまでも契約法上の規範

---

\*25 たとえば、信書開封罪（刑法133条）は親告罪であるが、その告訴権に関し、判例は封緘された信書の秘密に対する権利は、受信人に開封されるまでは発信人にあり、受信人に到達した後は受信人もその権利を有するとしている（大判昭和11年3月24日刑集15巻307頁）。これは有体物たる信書における刑法上の保護法益に関するものであるが、電子通信によるメールの送受信においても同じことがいえるだろう。蔡秋雄「『通信の秘密』に関する一考察－信書の所有権と通信の秘密権保護との関係を中心として－」（国家学会雑誌99巻3・4号304頁）は、有体物の信書に関する所有権の分析に基づく論考であるが、信書に関する権利は、受取人に到達する前の段階では差出人が有しており、いかなる権利も受取人は有していないとしている。少なくとも受取人に到達するまでの間は、差出人の権利または利益が問題になることは明らかである。

\*26 長谷部恭男『新法学ライブラリ2 憲法 第5版』（新世社、2011年）221頁。

\*27 経済産業省「電子商取引及び情報取引等に関する準則」（令和元年10月）I-1-1。

\*28 最高裁昭和43年12月17日判決（民集22-13-2998）。

ではある。しかし、その時点から、受信者はそのメールアドレスを閲覧したり、ダウンロードできるようになるが、メールサービスを提供する事業者としては、アカウント保有者である受信者によって、どのようにしてメールアドレスがメールサーバーから”取り出される”のかについて、関知できるものではない。受信者側がメールサーバーのシステム設定によって受信メールを転送することは可能であり、また、その転送先のメールアドレスを本人のみとすべきサービス規約等のルールは一般に見受けられない。そうしてみると、受信者側のメールサーバーに記録されたメールアドレスについて、受信者側の同意や、受信者が行ったシステム上の設定に基づく指示に従い、メールサービスを提供する通信事業者が第三者にメールアドレスを開示することもまた許容範囲といえるだろう<sup>\*29</sup>。送信者側のプライバシー保護上の問題は、現行法上、違法との評価には至らないものと考えられる<sup>\*30</sup>。

## 5 死後事務委任契約という選択肢

最後に、死後事務委任契約に基づくデジタル遺品の処理について検討しておきたい。

民法は、委任契約の終了事由の一つとして、委任者の死亡を規定しているが（民法653条1号）、当該規定は任意規定であり<sup>\*31</sup>、当事者間で委任者が死亡しても契約が存続する旨の特約は有効である。この点について、最高裁

---

<sup>\*29</sup> 白井豊「デジタル遺品訴訟のゆくえ(2)－BGH 2018年7月12日判決の速報と解説・論評」(立命館法学383号243頁)において、通信の秘密の保護は受信者への到達までであり、その後は受信者の情報自己決定権の問題となる旨のドイツの学説の紹介がある。

<sup>\*30</sup> RUFADAAでは、アカウント保有者が、第三者に開示・非開示の権限を与えることのできるオンライン・ツールによって指定された指名受信者(Designated recipient)に対するデータ開示が法定されている(§ 2(9), § 6)。ただし、オンライン・ツールにおけるアカウント保有者の同意は、サービス規約とは別個のものである必要がある(§ 2(16), § 4(c))。この法案では、オンライン・ツールを立法措置によって合法化(あるいは合法であることを確認)し、デジタル資産の開示を円滑化する方向性が提案されているといえる。

<sup>\*31</sup> 民法653条が任意規定であることは、学説においても異論がない(中田裕康「委任者の死亡による委任契約の終了」金融法務事情1384号10頁、1994年)。

平成4年9月22日判決（金融法務事情1384号55頁）は、当該事案における委任契約について「死亡によっても右契約を終了させない旨の合意を包含する趣旨のものというべく、民法六五三条の法意がかかる合意の効力を否定するものでないことは疑いを容れないところである」と述べている。死後事務委任契約は、そのような特約を結ぶことで、委任者が自身の死亡後の事務処理を受任者に委ねることを可能にするものである。委ねられる事項には、委任者の希望に応じて、葬送、金銭の授受、行政関係の諸手続、遺品の整理などが盛り込まれている。内容からみると、委任と準委任の性格をもちあわせた契約であり、前述したように、近年はここにデジタル遺品の整理が加えられるようになってきている<sup>\*32</sup>。

デジタル遺品のうち、【A】と、【B1】が記録された有体物は遺言の目的とすることができる。しかし、【B2】【C】については、相続財産に含まれないため、遺言によってこれらのデジタル遺品の処理を法律上決することができない。そのような領域をカバーするために活用されているのが死後事務委任契約である。

ただし、アカウント保有者の死亡後の処理については、当該サービスを提供する事業者が設けた約款によることになる。死後事務委任契約に基づいて受任者が現実に実施できる範囲は、サービス規約の定めによる制約を受けるため、事業者アカウント保有者の死亡の事実を通知したり、解約の手続を行うことを通じ、アカウントやデータの削除のような消極的な処理を行うことは可能であっても、【B2】の開示や【C】の承継を実現することは事実上不可能な状況にある。

また、受任者の地位は、遺言執行者の場合と比較すると、相続人との関係において非常に不安定なものである。遺言者の意思尊重と受遺者の保護の趣旨から、遺言者は任務懈怠やその他の正当な事由がある場合に限って利害関係人が家庭裁判所に解任の請求ができるとされており（民法1019条1項）、

---

<sup>\*32</sup> 前掲註3参照。

相続人といえどもその遺言執行を妨げるべき行為をすることができない（民法1013条1項）。一方、委任契約は、各当事者がいつでも解除できる（民法651条1項）。委任者が死亡しても、特約にもとづいて契約が存続する場合、委任者の契約上の地位は相続人に承継されるため、相続人がこの解除権を有することになる。

もともと、当該規定も任意規定であることから、委任者の解除権放棄の特約を結ぶという対処方法が可能である<sup>\*33</sup>。また、そのような特約がない場合であっても、委任者が死亡しても契約が存続する旨の特約がある場合には、解除権が制約される場合がある。すなわち、東京高裁平成21年12月21日判決（判タ1328号134号）は、「委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者は、自己の死亡後に契約に従って事務が履行されることを想定して契約を締結しているのであるから、その契約内容が不明確又は実現困難であったり、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が加重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情がない限り、委任者の地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含する趣旨と解することが相当である」とした。

以上に述べたような限界があるとはいえ、死後にデジタル遺品を削除し、自分のデータがネット空間をさまよったりしないよう対処するには有効な手法である。前述した大手信託銀行による遺品整理に関する新サービスも死後事務委任契約に基づくものであり、今後の広がり注目されるであろう。

## 6 最後に

以上のような現行法とサービス規約の現状の下では、遺族が【C】を承継

---

<sup>\*33</sup> 東京高裁昭和33年4月22日判決（下級民集6巻4号773頁）は、民法651条の解除権の制限または放棄を約した特約について「いわゆる重大なる背信的義務違反を理由とする解除をまで否定する趣旨ではないと解する」とした。すなわち、特約は有効であり、そうした理由のない限り解除することはできないということである。

することはできず、【B2】については、一部のインターネット関連事業者のサービスに限り、サービス規約に基づいてアカウント保有者本人が同意または指示をした場合にのみ承継が可能という結論になる。ただし、データの削除を望むのであれば、ほとんどの場合、相続人や死後事務委任契約に基づく受任者による事業者への申出によって実現されている。

デジタル遺品の問題は、相続における包括承継と、通信の秘密やプライバシー保護の要請との調整が必要とされる領域である。データ削除のような消極的な措置は容易であっても、データ開示やアカウント承継のような措置となると、その可否の判断は非常に難しいものとなる。上記のような現状は、そうしたデジタル遺品の特質を反映したものといえるだろう。【B】のデジタル遺品は、何が記録されているのかが判然としない場合が多い。とはいえ、客観的価値の乏しいものがほとんどであって、データがただ消失したところで深刻な問題が生じるわけではない。プライバシー保護の利益を犠牲にしてまでも、遺族への開示を実施しなければならない理由に乏しく、当面はこのような現状が大きく変わることはないと予想される。

結局のところ、データを遺すという方向で考えるならば、生前における【B2】の【B1】化が現実的な解決方法となるだろうか。いずれにせよ、後日の法的な処理による解決には限界があることは明らかであり、遺すにせよ削除するにせよ、そのためには「デジタル終活」が必須だといえる。

以上